社会福祉施設等における非常災害対策計画の

点検・見直しガイドライン

平成28年11月

愛媛県保健福祉部

社会福祉施設等における非常災害対策計画の

点検・見直しガイドラインについて

１　ガイドラインの位置づけ

(１) 目的

このガイドラインは、平成28年８月末に発生した岩手県岩泉町の高齢者グループホームでの浸水被害を受けて、社会福祉施設等における利用者の安全を確保するため、集中豪雨や台風に伴う河川の氾濫や土砂災害に備えた十分な対策を講じることができるよう、社会福祉施設等の設置者が策定する各施設における非常災害対策計画の点検・見直し項目を具体的に示すことを目的としている。

(２) 留意点

① 情報の把握及び避難の判断について

社会福祉施設等は、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に　時間を要するため、日頃から気象情報等の公的機関による情報把握に努める必要がある。特に、市町が発令する「避難準備情報」等については、停電等の場合も含めて確実に把握できるよう、入手方法を予め市町に確認しておくこと。

また、「避難準備情報」発令の段階で、予め定めた避難場所へ避難するなど、適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。

なお、近年、「想定外」の大規模な災害が発生しているので、過去の経験のみに頼ることなく、早め早めの対応を講じること。

② 計画の点検・見直しについて

本県では、県及び市町の条例において、主に入所系の社会福祉施設等は、火災だけでなく風水害、地震、周辺地域の環境や立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに非常災害対策計画を定めることとされているが、点検・見直しが必要な、主に次の項目について、ガイドラインとして提示するものである。

なお、通所系の社会福祉施設等においては、必ずしも災害ごとに別の計画として策定されている必要はないが、このガイドラインを基に事業所の立地条件や周辺環境、施設種別、利用者の状況など、各施設等の実情に応じて実効性のある内容となるよう、別添「非常災害対策計画」(作成例)も参考にしながら、点検・見直しをお願いするものである。

[具体的な項目]

下記「２　点検・見直し項目」に示した　(１)～(10)のとおり

　③ 避難訓練等の実施について

　　　非常災害対策計画の点検・見直し後、避難訓練を実施して、その内容を検証すること。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるようにすること。

　　　また、計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

特に入所系の施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することが難しい場合もあることから、日頃から地域住民とのコミュニケーションを図り、良好な関係を保つとともに、災害発生時の連携、協力を検討すること。

２　点検・見直し項目

1. 施設の立地条件、周辺環境

|  |
| --- |
| 施設の立地条件や周辺で想定される自然災害について、その被害の程度や影響範囲等を確認しておくこと。1. 災害警戒区域の確認

施設周辺の河川が氾濫した場合の浸水域や浸水深、土砂災害警戒区域等の場所を確認する。1. 施設位置図の作成

施設周辺の地形や環境について図示し、どのような自然災害の危険性があるのか把握するとともに、避難所や関係機関の位置関係を確認する。 |
| (２) 災害発生時の組織体制　災害発生時に迅速かつ確実に組織体制を整備するため、事業所・施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担及び必要人員を事前に検討し、明確にして職員に周知すること。* 1. 命令、指揮系統の整備

　総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定めたうえで指揮系統を整備する。なお、責任者やリーダーが不在の場合も考慮して代行者を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制とする。* 1. 役割分担表の作成

　災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、その業務内容をできる限り具体的に分かりやすく定める。なお、休日や夜間は職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準を定めるほか、地元住民の協力も視野に入れて対応を検討する。　　　　 |

(３) 災害発生時の緊急連絡網、通信手段

|  |
| --- |
| 　避難に関する情報・指示等が市町等関係機関及び職員間で迅速かつ確実に伝達されるよう、連絡体制を具体的に整備しておくこと。なお、停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には、携帯電話を活用するなど、緊急連絡の方法についても検討しておくこと。1. 緊急連絡先一覧の作成

市町の防災担当課や福祉担当課、警察、消防など関係機関の連絡先一覧を作成し、事業所・施設内の分かりやすい場所に掲示する。1. 職員間の情報受伝達系統図の作成

職員間の連絡や休日・夜間等における職員の参集が速やかに行われるよう緊急連絡網を整備し、各職員が情報受伝達系統図を携帯する。1. 利用者家族との連絡体制の確立

避難の際には、利用者の家族に避難先等の情報を伝える。また、利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を整備する。　　　　 |

(４) 施設の利用者に関する情報把握

|  |
| --- |
| 　　施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、利用者個々の特性を十分に把握した上で、利用者の氏名、生年月日、服用薬、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整理し、非常時には持ち出し可能な状態で保管しておくこと。 |

(５) 災害に関する情報の入手方法

|  |
| --- |
| 気象情報や避難情報など必要な情報を漏れなく迅速に入手するため、情報収集すべき項目を整理し、その入手先や担当者、具体的な入手方法を確認すること。特に、停電時においても有効な情報収集・通信手段を準備しておくこと。1. 気象情報等の確認

気象台が発表する各種気象情報について理解を深め、必要な情報の種類、内容及び入手方法を確認する。なお、情報収集に当たっては、刻々と変化する情報に常に注目して最新の情報収集に努める。1. 避難情報の確認

市町が発令する「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の情報について、確実に入手できるよう入手方法を予め市町に確認しておく。1. 災害の前兆現象の確認

河川の氾濫や土砂災害など、施設周辺で発生する可能性がある災害の前兆現象を把握し、その確認方法を整理しておく。 |

(６) 災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準

|  |
| --- |
| 　災害の危険性の高まりに応じて、情報収集や避難準備、職員配備など災害警戒体制を強化し、市町から「避難準備情報」等が発令された場合は避難を開始するなど適切に行動すること。また、市町からの避難情報が発令される前であっても、周辺の状況から災害の前兆現象を察知した場合には直ちに自主的に避難できるよう、避難を開始する時期や判断基準を定めておくこと。1. 事前対策

台風の接近や大雨洪水警報などの気象情報から、災害の危険性が高まることが予想される場合は、職員配備を強化するとともに各職員の役割分担、連絡体制を再確認する。1. 避難準備

　避難の開始時期や避難場所、避難方法を判断するとともに、非常持ち出し品の準備、避難先への連絡、移動手段の確保、避難支援の要請など、迅速な避難体制を整える。1. 避難を開始する時期、判断基準

・市町から「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令された場合は、それに従って予め定めた避難場所へ避難を開始する。・施設周辺の降水量や河川の水位、土砂崩れの前兆等、自主避難の判断基準を定め、危険な状態を察知したら直ちに避難を開始する。 |

(７) 避難行動の確認

|  |
| --- |
| 　　安全かつ確実な避難を実施するため、災害の種類や規模、施設の立地条件　や周辺環境、施設種別や規模、利用者の状況などを考慮し、各施設等の実情に応じて予め避難場所、避難経路及び避難方法を設定し、職員と利用者がその認識を共有すること。1. 避難場所

ア 施設内避難　　　施設内の比較的安全な場所（鉄筋コンクリート構造で２階以上の建物）を予め複数選定し、利用者の家族にも周知する。イ 施設外避難　　　　　　施設内に避難できない場合は、市町が指定した避難所や相互支援協定を結んだ施設等で、利用者等を安全に移送することが可能な場所を選定する。なお、避難の際には、速やかに利用者等の家族に避難先の情報を連絡する。1. 避難経路

ア 不測の事態に備えて、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定するとともに、徒歩・車両による所要時間・距離を把握する。イ 迅速な避難誘導を可能とするため、建物内の避難経路図や避難場所　までの防災マップを作成し、職員及び利用者等に周知を図る。　　1. 避難方法

　　避難を効率的に行うため、利用者の状態に応じた避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）をグループ分け、ゼッケン等で色分けする。　 |

(８) 物資の備蓄、施設・設備の定期点検

|  |
| --- |
| 　避難生活に備えて生活必需品を備蓄するとともに、利用者情報一覧など非常時持ち出し品リストを作成し、利用者の特性を踏まえた対応に努めること。また、施設の耐震性・耐火性を確保するとともに定期的に防災設備を点検すること。1. 必要な物資等の備蓄

ライフライン（水道・電気・ガス）の停止も想定して、広域的な救援物資が届くまでの３日分程度の食糧、飲料水、医薬品、紙おむつ等の生活用品、燃料等を備蓄する。1. 持ち出し品の準備

避難先での応急処置等を円滑に実施するため、傷病記録や血液型、服薬状況などの利用者情報一覧をはじめ、非常時持ち出し品をまとめて準備し、いつでも持ち出せるよう職員に周知する。1. 施設・設備の定期点検

　　　　施設の耐震性・耐火性の確保、ガラスの飛散防止、家具等の転倒防止策等を講じるとともに、自家発電設備、消火設備、警報設備などが確実に機能するよう定期的に点検を行う。　　 |

(９) 避難訓練等の実施、検証

|  |
| --- |
| 　　緊急時に安全かつ確実に避難を実現するため、職員が各自の役割を理解し迅速に行動できるようにするとともに、施設利用者の避難行動の習熟に向けて、避難訓練や防災教育を実施すること。1. 避難訓練

様々な災害の状況を想定して、職員一人ひとりの役割を明確にし、利用者等が安全かつ確実に避難できる知識や能力を身に着けられる実践的な訓練を定期的に実施する。ア 災害時における職員の役割分担及び緊急連絡網について、職員に周知徹底を図る。イ 夜間や休日など職員が少ない時間帯を想定した訓練も実施する。ウ 事業所・施設関係者だけでなく、近隣住民や消防団等にも参加を呼び掛け、連携・協力関係の構築に努める。エ 地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、市町等関係機関との合同訓練などにも取り組む。オ 訓練の実施結果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。【訓練内容の例】・職員参集訓練：速やかに参集できるか・情報受伝達訓練：情報の受発信、通信手段が異常時を想定した訓練・避難判断訓練：いつ避難を開始するか、どこに避難するか・避難誘導訓練：地域住民、コミュニティ等と合同で、誰が、誰を、どこへ誘導、避難するのか1. 防災教育

　　　　職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというときに適切な対応をとることができるよう、災害に関する基礎知識や平常時・緊急時に取るべき行動等を習得させるための防災教育を定期的に実施する。　　【教育内容の例】　　　・防災に関する研修会等への職員の参加　　　・心肺蘇生等の応急手当に関する研修会等への職員の参加　　　・施設内での研修、勉強会の実施 |

(10) 地域の関係機関や住民等との協力体制

|  |
| --- |
| 　　災害発生時には様々な支援が必要となり、事業所・施設単独では対応が困難な事態も想定されるため、市町、消防等の関係機関や近隣病院、他の社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくこと。また、近隣住民の協力を得られるよう、日頃から地域との交流を積極的に図り、良好な関係を保つこと。1. 地域防災訓練への参加

　　　　地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。1. 地域への協力要請

　　　　地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定の締結等を検討する。1. 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。 |